

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 6 1

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
- 「住宅改修が必要な理由書」の作成者について
- 「ひきこもり支援者研修会」のお知らせ【別紙1】
- 運動器機能向上加算及び口腔・栄養スクリーニング等の解説についての動画(YouTube)配信について(〔再掲〕令和3年6月5日号 QRコード等追加)
- 「長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金」に係る交付申請受付開始について
- 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について
- 長野圏域介護保険事業者連絡協議会 令和4年度第2回研修会開催について【別紙2】
- 見守り新鮮情報について【別紙3】
- 高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて【別紙4】
- 2022年度介護施設等における看護指導者養成研修修了者による伝達講習について【別紙5】
- 介護事業者のための業務継続計画(BCP)作成セミナーのご案内【別紙6】
- 介護現場における生産性向上推進フォーラムの開催について【別紙7】
- 令和4年度スキルアップ講習・Webセミナーのご案内【別紙8】
- 介護保険最新情報について

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

令和4年12月5日号のフレッシュ情報でもお知らせしましたが、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いは、原則、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用されます。

令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施することとなりますが、本市では、令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者のうち、以下に該当する方について、例外的に臨時的な取扱いを適用しますので、お知らせします。

1 例外的に臨時的取扱いが可能な方

有効期間満了日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの被保険者のうち

①施設入所者（有料老人ホームやグループホーム等も含む）

②前回申請時に介護認定調査を受けている方

（連続して臨時的取扱いとならない方）

のいずれかに該当する方

※ ①②のいずれにも該当しないが、やむを得ず調査をすることが不可能な場合は、事前に介護保険課にご相談ください。

2 その他

(1) 被保険者へ更新申請勧奨通知と一緒に送付する申請書で、前回介護認定調査を受けているかが確認できます。円滑な窓口対応のため、被保険者へ送付する申請書をできるだけ使用してください。

(2) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護保険要介護・要支援認定有効期間延長（合算）申出書」の様式が変更になります。例外的に臨時的取扱いを受ける場合は、介護保険課または支所の窓口で臨時的取扱いの適用を受けたい旨を申し出てください。例外対象かを確認の上、新様式をお渡ししますので、窓口でご記入ください。

問い合わせ先：介護保険課認定担当

TEL：026-224-7891（直通）

FAX：026-224-5247（直通）

「住宅改修が必要な理由書」の作成者について

標記の件については既に高齢者サービスガイド等で周知しているところですが、近日問い合わせが増加しているため、改めて通知いたします。

- 当該書類を作成するものは、基本的には居宅介護（介護予防）サービス計画を作成する介護支援専門員・地域包括支援センター職員とします。
- 担当の介護支援専門員・地域包括支援センター職員がいない（契約していない）場合は、他の介護支援専門員・地域包括支援センター職員・理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター（2級以上）・増改築相談員・マンションリフォームマネージャー（介護保険住宅改修研修済みの人）に作成を依頼することができます。

担当の介護支援専門員が理由書を作成できない事情がある場合は、申請前に介護保険課にご相談ください。

適正な保険給付のためにご協力をお願いします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

「ひきこもり支援者研修会」のお知らせ

長野市保健所では、長期的な支援が必要なひきこもり対策について、支援者の相談対応能力の向上を目的として「ひきこもり支援者研修会」を下記のとおり開催いたしますので、御出席ください。

(1)日時

令和5年3月1日（水）午後1時30分から午後3時30分まで（質疑応答を含む）

(2)開催方法

オンライン会議システム（Zoom）でのライブ配信

(3)内容

講演「ひきこもりにおけるオープンダイアログ」～相手のこころを癒す対話とは～
講師 ゆうりんクリニック医師 森川 すいめい氏

(4)出席者

ひきこもり支援ネットワーク構成員、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、障害福祉関係者、医療機関（精神科）、教育機関、保健所・保健センター等

(5)主催

長野市保健所

(6)申込み

下記の URL あるいは QR コードより 2 月 20 日（月）までにお申込みください。

・申し込み画面では「利用登録をせずに申し込む方はこちら」をクリックし、手続き説明に「同意する」をクリックし、申し込み入力をお願いします。申込みされた方には、後日 ID・パスワードをお送りします。研修資料については、参加希望者に事前配布予定です。

・申込み後のキャンセルは、担当（TEL:226-9965）まで御連絡をお願いします。

https://s-kantan.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=29475






問い合わせ先：長野市保健所健康課難病精神保健担当 根津・酒井
TEL：026-226-9965（直通）
FAX：026-226-9982（直通）

運動器機能向上加算及び口腔・栄養スクリーニング等の解説についての動画 (YouTube) 配信について(〔再掲〕令和3年6月5日号 QRコード等追加)



介護予防通所介護相当サービスに関連する事項について、令和3年6月5日号フレッシュ情報にてご案内のとおり、厚生労働省から告示された内容のうち「運動器機能向上加算」及び「口腔・栄養スクリーニング加算」等について解説した動画(YouTube: 視聴時間は各10～15分程度)を限定配信しています。

また、資料(印刷用)も掲載し、それぞれ以下のQRコードからもご覧いただけますので参考にしてください。

1 運動器機能向上加算について (実施期間は、おおむね3か月)

解説動画	https://youtu.be/smrnuYda-q4	
書式等 解説動画	長野市版 運動器機能向上計画書、モニタリング&報告書の解説動画 https://youtu.be/VnQ00nTtuPw	
資料 (印刷用)	https://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachment/363924.pdf	

2 口腔・栄養スクリーニング加算について

解説動画	https://youtu.be/G2QSpIhSp-A	
資料 (印刷用)	https://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachment/363926.pdf	

3 運動器機能向上加算及び口腔・栄養スクリーニング加算に関する問い合わせ

上記1、2についてご質問がありましたら、長野市ホームページに掲載の質問票をご利用ください。ホームページアドレスは以下のとおりです。

介護予防・日常生活支援総合事業に係る請求・研修・留意事項について

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/houkatsucare/456145.html> 内、「運動器機能向上加算の留意事項等の確認について」の、別紙地ケ-1 質問票

問い合わせ先：地域包括ケア推進課
TEL：026-224-7873(直通)

「長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金」に係る交付申請受付開始について

標題の件について、長野県介護支援課より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

【交付申請受付開始日】

令和5年2月1日（水）

【補足】

上記交付申請受付開始日以降、補助金交付申請書等を令和5年2月28日（火）までに提出願います。

（複数の施設・事業所を設置・運営している法人におかれましては、当該施設・事業所分を取りまとめの上、提出願います。）

なお、期日内の提出が難しい場合は、上記期日までに必ず御連絡ください。

※詳細は県HP

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/ichijihosei.html>

をご確認ください。

問い合わせ先：長野県健康福祉部介護支援課施設係

TEL：026-235-7113（直通）

福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課より連絡がありました。

消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、令和5年1月16日（月）～1月20日（金）の週において、福祉用具に係る事故が1件あり、これに関する事故について下記のとおり情報提供します。

なお、令和3年3月22日号フレッシュ情報でお知らせしましたとおり、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、情報収集を行うため、福祉用具に関する事故発生があった場合は、長野市へご報告くださいますようお願いいたします。

※福祉用具とは、福祉用具貸与の製品及び特定福祉用具購入の製品に限ります。

消費者庁ホームページ（転記）

事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
令和4年12月6日	令和5年1月16日	スリングシート（介護リフト用）	死亡1名	施設で介護リフトに当該製品を装着して、搭乗者（90歳代）をベッドから車いすに移乗していたところ、当該製品から落下し、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県

問い合わせ先：介護保険課給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 vol. 1122】

「介護現場における生産性向上推進フォーラム」の開催について

【介護保険最新情報 Vol. 1123】

令和5年7月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

【介護保険最新情報 Vol. 1125】

令和4年度地域づくり加速化事業全国研修の実施について



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871（直通） / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp